

型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習

1 型枠支保工作業主任者の選任を必要とする作業

型枠支保工（支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。以下同じ。）の組立て又は解体の作業

2 受講資格

- (1) 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木又は建築に関する学科を卒業した者で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有する者
- (3) 次に掲げる者で、当該訓練を修了した後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有する者（職業能力開発促進法関連）
 - 普通職業訓練のうち、建築施工系鉄筋コンクリート施工科、建築施工系とび科、建築仕上系ブロック施工科の訓練を修了した者
 - 養成訓練のうち、建設科、ブロック建築科又はとび科の訓練を修了した者
 - 指導員訓練のうち、建築工学科の訓練、又は建築科の訓練を修了した者
 - 専修訓練課程の普通職業訓練のうち、建設科、ブロック建築科若しくはとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者、又は、養成訓練のうち、建設科、ブロック建築科若しくはとび科の訓練を修了した者

3 講習科目及び時間（休憩時間は1時間毎に5分間）

講習日	講習科目	規定時間	講習時間割 (昼休み休憩時間)
第1日	(専門知識) 作業の方法に関する知識	7	8:50～17:00 (12:00～12:45)
第2日	(関連知識) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3	8:50～12:00 (12:00～12:45)
	(教育) 作業者に対する教育等に関する知識	1.5	12:45～14:15
	(法令) 関係法令	1.5	14:20～15:50
	修了試験	1	16:00～17:00

4 講習科目の一部免除

受講の免除を受けることができる者		免除される科目	受講すべき科目
(1)	<p>1 受講資格の(3)の 、 、 に該当する者</p> <p>2 普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設科若しくはブロック建築科の訓練を修了した者、又は、旧能開法の建設科、型わく科若しくはブロック建築科の訓練を修了した者</p> <p>c .職業能力開発促進法施行令別表第1に掲げる検定職種のうち、ブロック建築又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者</p>	(専門知識) (関連知識)	2日目 (教 育) 12:45~14:15 (法 令) 14:20~15:50
(2)	職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建設科、建築科、建築ブロック科又はとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	(専門知識) (関連知識) (教 育)	2日目 (法 令) 14:20~15:50

5 受講料(テキスト代1,900円(消費税込み)を含む。)

受講区分	受講料	
	会員	非会員
全科目受講者	9,900円	10,900円
受講科目の一部免除者	7,900円	8,900円

(会員の受講料は、テキスト代を1,000円補助致しますので、非会員の受講料より1,000円引いた額になっています。)

6 受講当日の携行品 受講票・筆記用具